

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成29年5月23日(火) 午後6時00分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 教育長報告
日程第4 報告第10号 専決事項の報告について
日程第5 議案第13号 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について
日程第6 議案第14号 平成29年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取
について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	加 賀 爪 毅
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	岸 本 文 子	副 部 長	伊 賀 和 彦
参事(生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	教育支援センター長	瀬 野 克 幸
教育総務課長	縄 手 弘	学校教育課長	富 治 林 順 哉
一貫教育課長	金 久 洋	教育支援課長	福 山 誠 一
教育総務課副課長	吉 田 秀 平	生涯学習課副課長	前 田 暢
一貫教育課副課長	辻 弘 一	教育支援課主幹	二 木 明 美
歴史まちづくり推進課文化財保護係長	荒 川 史		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	加 藤 冬 子	教育総務課主任	高 木 紗 代 子
-------------	---------	---------	-----------

開 会 (午後6時00分)

委員長より、本日の会議に傍聴の申請があり、許可した旨の報告がある。

開会宣言 委員長が5月教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

日程第2 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 教育長報告

- (1) 文教福祉常任委員会について(平成29年5月8日)
- (2) 臨時会について(5/22・5/23)
- (3) 平成29年度宇治市教職員研修講座について
- (4) 平成29年度宇治市教育研究員事業について
- (5) 日本遺産『日本茶 800年の歴史散歩』～京都・山城～構成文化財の追加認定について
- (6) 「要望書」等について
- (7) 宇治市教育委員会後援事業について

以上7件を報告する。

[説 明]

(1) 文教福祉常任委員会について(平成29年5月8日)

木幡小学校給食調理等業務委託について

木幡小学校の給食調理等業務委託については、平成29年3月27日付で、本業務を委託していた双葉給食株式会社の破産手続が開始決定されたことを受け、4月6日に新たな給食調理業者と契約を行うため入札を実施したが、業者を決定するに至らなかった。

今回、新たな業者により、2学期以降の給食提供を実施するため、給食調理等業務委託の発注をすることとし、発注に際しては、予算の範囲内で2学期以降の期間・調理日数等を踏まえた内容とし、委託期間は契約日から平成32年3月31日とする。

なお、今後のスケジュールは、来月6月末頃に入札を実施し、新たな業者と契約を取り

交わし、2学期の給食が始まる8月31日から、給食の提供を考えている。

[質 疑] なし

(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園への宇治公民館の機能移転について

平成26年2月に、宇治公民館の機能を「(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園内に移転することについて」の検討を始めてからの経過について説明する。同年9月に教育委員会に報告の後、宇治公民館の機能移転を進めることの意味決定をした。翌月、宇治公民館の機能移転を進めるにあたり、議会へ報告した。平成28年2月には、教育委員会及び議会において「(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園における生涯学習事業について」の報告の中で、宇治公民館の機能移転の概要について説明した。その後、教育委員会には途中経過を随時報告しているが、一方で庁内の検討組織において、平成28年度以降「(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園計画見直しについて」協議を進めてきた。平成29年4月の建設水道常任委員会では、「(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園の計画見直しについて」の報告があった。その中で、「宇治公民館の機能移転を取りやめ、観光等目的に特化した施設として整備すること」が明記されている。

宇治公民館の機能移転にかかる今後の予定については、上記の経過により歴史公園内への宇治公民館の機能移転が取り止めとなる方向であることを受け、教育委員会会議や生涯学習審議会でご意見をいただく中で、市教委としての考え方を取りまとめたいと考えている。

また、宇治公民館は建物の耐震性能が不足している課題についても、検討していきたいと考えている。

[質 疑]

[委 員] 宇治川太閤堤跡歴史公園への宇治公民館の機能移転については取り止める方向で進んでいるようだが、説明の最後にあった「課題について、今後検討していきたい。」とは、今後宇治公民館をどうしていくつもりなのか。

また、市長部局との調整が必要になってくるかと思うが、どういう風に調整していくのか。

[事務局] この教育委員会会議において、歴史公園に公民館機能を移転させることを承認いただいたが、この間、歴史公園の計画について議会において様々な意見が出され、その上で2度に渡る予算削除という議会の厳しい判断が示された。このことにより、歴史公園の計画だけではなく、公民館の機能移転についてもストップしているのが現状である。この状況については、随時、教育委員会会議等において報告をしているとおりであ

る。この為、市長部局では、歴史公園の整備目的や計画内容の見直しを進めてきており、先日も観光目的に特化した考え方を示し、議会において意見が出ているところである。

今後、6月議会に提案する為の最終的な庁内協議が行われる予定であるが、その内容はこれまで説明しているとおり歴史公園に整備される施設は観光交流センターであり、公民館の機能は移転しないというものになるのではないかと考えている。

なお、仮に最終的な協議案が先ほど説明した内容と異なる場合は、改めて報告をする。事務局としては、市長部局の考え方を踏まえ、宇治公民館そのものについての事務局案を取りまとめ、市長部局とも協議をおこなった上で、生涯学習審議会や教育委員会において議論をいただき、最終的な方針を決定していきたい。

[委員] 文教福祉常任委員会では、その他に耐震性の問題についての意見があった。

宇治市総合野外活動センターに係る工事について

グラウンド・ゴルフ場 期工事は、平成28年4月から造成に必要な測量を行い、同年10月から平成29年3月にかけて、造成工事を行った。その中で、駐車場部分は43台分の増設を行い、3月28日より利用が始まっており、施設全体で約250台の駐車が可能となった。また、土壌改良を経て4月に張芝工事を終了し、今後は夏の間芝の養生を行い、芝の状態を見て、秋頃に全面オープンする予定であり、3コースでのプレーが可能となる。既存の第1コースを「さみどり」、第2コースを「あさひ」と名付けており、新設の第3コースにも同じくお茶の宇治品種の中から「あさぎり」を選定した。

なお、グラウンド・ゴルフ場が2コースから3コースになることに伴い、使用料金の見直しを行う方向で、現在、調整を進めている。

次に、施設再整備工事だが、施設の老朽化に伴い計画的に修繕を進めるなかで、今年度は管理棟の冷暖房機器の改修工事を行う。空調機の撤去、新設工事に伴い、平成29年11月から平成30年3月中旬までは、管理棟の利用を制限する。具体的には、管理棟の宿泊室、食堂、浴室、研修室などの利用ができなくなる。宿泊棟の利用は引き続き可能だが、食堂での食事提供ができず、対応策を検討中である。工事に伴う利用制限があることについて、5月1日号の市政だよりや市及びアクトパルのホームページでも広報する。工事日程等の詳細は、今後調整が付き次第、広報していく。市内の幼稚園や小中学校は、利用日の8ヶ月前から利用申し込みが可能であることから、お知らせをしている。

(2) 臨時会について(5/22・5/23)

平成29年5月宇治市議会臨時会において、議長に坂下議員、副議長に関谷議員、監査委員に水谷議員が選任された。文教福祉常任委員会については、変わらなかった委員は宮本議員と中村議員、浅井議員、委員長に稲吉議員、副委員長に中村議員が選任された。

(3) 平成29年度宇治市教職員研修講座について

本市学校教育の抱える諸課題について研修を深め、指導力の向上を図ることを目的として、本年度は35講座を計画している。内訳は、「一般研修」として28講座、「専門研修」として2講座、「情報教育研修」として5講座の計35講座(前年度33講座)を実施する。

本年度の講座の特徴は、まず、初任者、中堅教職員等の人材育成を狙いとした講座となっている。次に、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続や一貫した支援が、全ての幼稚園・保育所や小学校で重視されるように内容の充実を目指した講座で、他には、本市の小中一貫教育の推進を図るため、小中一貫教育に係る非常勤講師の指導充実を目指し、市費負担小中一貫教育非常勤講師研修を継続していく。次期学習指導要領で教科化が進められている道徳教育、小学校外国語については、国・府・他市町村の動向を踏まえた研修を実施することなどがある。

今年度4月から、副読本を活用し学習を進めている「宇治学」では、探究的で協働的な学習が学校現場で展開されるために必要な研修を進めていく。

最後に、本市教育の喫緊の課題である学力向上については、「管理職研修講座」をはじめ、指導力の向上を狙いに、授業改善につながる講義・演習を継続的に実施していく。

[質 疑]

[委 員] 6月から始まる学力向上のための講座には1から4までの番号が振ってあるが、対象者は毎回変わるのか。また、講座内容はどのようなものになっているのか。

[事務局] 対象者は毎回同じ教職員で、講座の内容は毎回変わる。各校で国語科等の学力の中心となるべき中堅の教員に参加してもらい、受講内容を各学校で広めてもらうおうと考えている。講座内容は、府総合教育センターと連携を取りながら進めていきたい。

[委 員] 出前講座みたいなものか。

[事務局] 市教委の要望を府総合教育センターに伝え、要望を元に講座内容を協議していく講座である。現在、市教委の要望に対するセンターからの講座内容の提案を待っているところである。児童生徒の学力向上を一番に考え、それには、教職員の指導力量の向上が狙いとなる。府総合教育センターは研究施設だが、研究した内容を実践・検証していく場が少なく、府総合教育センターにとっても有益な講座となっている。

[委 員] 一人の教員が全講座を受講するのか。それとも、毎回違う教職員が受講するのか。

[事務局] 一人が全講座を受講する。

(4) 平成29年度宇治市教育研究員事業について

研究員は、本市学校教育の充実・振興を図るとともに、教職員の積極的な教育研究活動を推進するために、(1) 学校教育の現状と課題及び教育内容と指導方法に関する調査・研究、(2) 生涯学習センターが実施する各研修講座の教材作成等の協力、(3) 宇治市教育委員会が依頼する調査・研究を行っている。

本年度は、本市教育の重要課題である「学力向上」研究部会、副読本の現場での活用を充実させていくための「宇治学」研究部会をはじめ、5つの部会を設置し、各部会5、6名ずつ総数29名の研究員を委嘱している。研究員の選出には、ベテランの識見が中堅・若手教員に確実に伝わっていくようにと、「人材育成」の観点も意識している。

これまでの研究の成果の上に、さらに工夫・改善を加え、各部とも精力的な活動を期待しているところである。

[質 疑]

[委 員] 研究員は年度ごとに変わるのか。

[事務局] 年度ごとに変わる研究員と継続する研究員という。

(5) 日本遺産『日本茶800年の歴史散歩』～京都・山城～構成文化財の追加認定について

平成27年度に認定された日本遺産『日本茶800年の歴史散歩』に、今年度新たに宇治市小倉地区の茶畑が構成文化財に追加された。小倉地区は、玉露の発祥の地域と言われており、製茶工場やその周辺には木や竹などの天然素材を使った本簀による茶園の風景がある。これが本来のお茶の生産方法であり、そこが評価され、日本遺産の構成文化財に追加認定された。これで京都府南部の構成文化財は33件になり、宇治市は18件となる。

[質 疑]

[委 員] 本簀による覆下茶園は、小倉地区にしか残っていないのか。

[事務局] 小倉だけではなく、例えば五ヶ庄の河川敷や宇治川太閤堤の近く、白川でもしている。極力、本簀を使った茶園を残していつてもらいたい。農林茶業課でも本簀の支援を行っているが、当課においても文化財の指定に向けて動いていきたい。

(6) 「要望書」等について

宇治公民館・市民会館の存続を求める中宇治の会から「宇治公民館・市民会館の存続を求める要望書」の提出があった。

[質 疑]

[委 員] 要望書が提出されたときの様子を教えてほしい。

[事務局] 4月16日の午後に会の代表者を含め10人程度で来られ、要望の趣旨を話された。しかし、文教福祉常任委員会での答弁にもあるように、「現時点で回答できる状況にはなく、今後公民館をどうしていくかについては、これから議論し、その中で方針を検討し、然るべき時に議会等に報告する。」と伝え、要望の趣旨を聞くに止まっている。

(7) 宇治市教育委員会後援事業について

京都ボランティアマラソン実行委員会主催の第23回「2017京都てんとう虫マラソン大会」- みんなで走ろう、障がいのある人もない人も - ほか9件、計10件の事業について後援した。

○日程第4 報告第10号 専決事項の報告について

[説明] 本件は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

専決第7号「宇治市就学指導委員会委員の任命又は委嘱について」は、宇治市就学指導委員会規則第3条第2項に基づく任命又は委嘱について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分し、68名の委員の任命又は委嘱を行ったものである。

専決第8号「宇治市立幼稚園就園指導委員会委員の任命又は委嘱について」は、宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱第3条第2項に基づく任命又は委嘱について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分し、13名の委員の任命又は委嘱を行ったものである。

[質疑] なし

[討論] なし

○日程第5 議案第13号 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について

[説明] 本議案は、第7期宇治市生涯学習審議会委員の任期が、5月31日に満了することに伴い、6月1日から新たに委員を委嘱するものである。任期は平成31年5月31日までの2年間で、今回委嘱する委員は、16名である。そのうち再任の委員が14名、新任の委員が2名であり、女性の委員は6名である。

第8期宇治市生涯学習審議会委員の委嘱については、基本的に現行の第7期委員を継続する。分野ごと、あるいは性別や年齢において、バランスを考慮し、前期の委員から引き継ぐ形での入れ替えとした。就任について継続または新規に意向について打診を行ったところ、全ての方の内諾を得られたことから、委嘱するものである。

[質 疑]

[委 員] 新任の同志社大学の佐藤委員は、専門はどの分野か。

[事務局] 図書館に関することを専門にされている。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第6 議案第14号 平成29年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

委員長より、本件は宇治市議会提案前の案件であり、公開することにより今後の市議会で影響を及ぼすと考えられるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 平成29年6月宇治市議会定例会提出議案であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から5月22日付けで意見を聴取されているものである。提出議案は「平成29年度宇治市一般会計補正予算(第2号)」、「宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」であり、教育委員会としてこの内容に異議がないとするものである。

まず、「平成29年度宇治市一般会計補正予算(第2号)」だが、この補正予算は、文部科学省委託事業である平成29年度いじめ対策・不登校支援等推進事業の「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」について、府より再委託を受け、「不登校児童生徒支援事業」として実施するものである。補正内容は、歳入について、生徒指導研究推進費委託金として、6,213,000円を追加計上し、所要経費の10割が補助対象となることから、歳出についても歳入と同額の6,213,000円を追加計上するものである。

次に、「宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を制定する

について」だが、今回の改正は、宇治市総合野外活動センターのグラウンド・ゴルフ場を2コースから3コースに整備し、全面オープンすることに伴い、使用料に関する規定について、所要の改正を行うものである。1人1ラウンド16ホール、1人2ラウンド以上の区分をなくし、幼児、小中学生又は高校生を1人500円、大人を1人700円に改正する。

なお、芝の養生等の関係から、現時点において施行日を決定することができないため、施行期日は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日から施行することを附則で規定することとする。

[質 疑]

[委 員] 不登校対策は、単年度ごとの予算計上で、平成30年度の実施についてはまだわからないのか。

[事務局] あくまで臨時的な対応であり、平成30年度の実施が確実なわけではない。ただ、不登校対策は本市としては重要な課題であると考えており、これまでから実施している不登校児童対策事業のなかで、今後も継続して実施していけるように、工夫の余地について今年度検討し、平成30年度の当初予算までには整理をしてきたいと考えている。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 委員長が5月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時45分)